

建築基準法施行令の一部を改正する政令（案）（概要）

1. 改正の趣旨

平成22年6月から開始した建築確認手続き等の運用改善により、相当程度建築確認手続き等の迅速化が図られたところであるが、今般、建築物等の安全性等を確保しつつ、さらなる建築活動の円滑化を図る観点から、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）を改正することとする。

2. 改正の概要

- (1) 以下の構造関係規定について、現行と同等以上に安全な方法でもよいこととする。
- ① 鉄骨造等の小規模建築物等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法（令第67条第1項）
鉄骨造等の小規模建築物（軒の高さが9m以下で、かつ、張り間が13m以下の建築物（延べ面積が3000㎡を超えるものを除く。））等の構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法について、現行のボルト接合に加え、高力ボルト接合等でもよいこととする。
 - ② 鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さ（令第73条第3項）
鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の定着長さについて、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、適用しないこととする。
 - ③ 鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱の小径（令第77条第5号）
鉄筋コンクリート造等の建築物等の柱の小径について、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、適用しないこととする。
- (2) 太陽光発電設備についての建築基準法が適用される工作物からの除外（令第138条第1項）
太陽光発電設備については、電気事業法において安全性が担保されるため、当該設備を建築基準法が適用される工作物から除外する。
- (3) 大臣認定を受けた工作物についての仕様規定の一部適用除外（令第139条、140条、141条、第143条及び第147条）
耐久性等関係規定以外の仕様規定は、時刻歴応答解析によってその規定に係る安全性が検証できる規定であるため、当該計算を行って国土交通大臣の認定を受けた工作物について、当該規定の適用を除外する。

**建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が
指定する建築物を定める件等の一部を改正する告示案及び
建築基準法施行令の一部改正に伴う関係告示案（概要）**

1. 改正の趣旨

構造計算の方法及び構造関係規定の合理化等の観点から、建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件（昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号）、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）及び遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十九号）等の改正並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）の一部改正に伴い、関係告示の制定を行う。

2. 改正の概要

（1）建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の改正

① エキスパンションジョイント等で接続された複数の部分で構成される建築物の構造計算ルートの合理化

ルート1の構造計算（令第81条第3項に規定する構造計算）を行えば安全性が確保できる複数の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法（以下「エキスパンションジョイント等」という。）のみで接続されている建築物について、ルート2の構造計算（令第81条第2項第2号イに定める構造計算）等の高度な構造計算が求められることがあるため、エキスパンションジョイント等のみで接続された各部分がいずれもルート1の構造計算を行えば安全性が確保できるものについては、ルート1の構造計算でよいこととする。

② RC造と木造の混構造建築物の構造計算ルートの合理化

ルート1の構造計算により安全性を確認することができるRC造と木造の構造を併用する建築物について、現在は1階をRC造、2階以上を木造（階数は3以下）とし、延べ床面積を500㎡以下とする旨規定しているが、1階及び2階をRC造、3階を木造とする構造を追加する。また、1階をRC造、2階を木造と

し、かつ、木造部分に関し地震力を割り増して構造計算等を行う場合に限り面積規定を緩和する。

③ RC造のルート1の構造計算をする場合の部材の靱性を確保するための計算方法の適正化

鉄筋コンクリート造の建築物等についてルート1の構造計算をする場合において、部材の靱性を確保するための計算の方法を適正化する。

(2) 建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件の改正

鉄筋コンクリート造の建築物等についてルート2の構造計算をする場合において、部材の靱性を確保するための計算の方法を適正化する。

(3) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の改正

膜構造の建築物について、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい場合、ルート1の構造計算により安全性を確認することができるため、この場合においては、当該構造計算をルート1の構造計算と認めることとする。

(4) 遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全性を確保することができる構造方法を定める件

耐久性等関係規定以外の仕様規定は、時刻歴応答解析によってその規定に係る安全性が検証できる規定であるため、当該計算を行って大臣認定を受けた遊戯施設について、当該規定の適用を除外することとする。

(5) 建築基準法施行令の一部改正に伴う関係告示の制定

建築基準法施行令の一部改正に伴い、以下の告示の制定を行う。(詳細は別紙)

- ① 鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(令第73条第3項関係)
- ② 鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(令第77条第5号関係)

(6) その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公	布	平成23年4月下旬
施	行	平成23年5月1日

鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十三条第三項ただし書の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十三条第三項ただし書に規定する鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの安全性を確かめるための構造計算の基準は、柱に取り付けるはりの引張り鉄筋が異形鉄筋（建築基準法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鉄筋を除く。）のものである場合においては、次のとおりとする。

イ 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって当該柱に取り付けるはりに生ずる力を平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第二の規定に従って計算すること。

ロ 当該柱に取り付けるはりの、はりが柱に取りつく部分の鉄筋の断面に生ずる短期の応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。

ハ 当該応力度が次の式に適合することを確かめること。

$$l \geq \frac{k\sigma d}{F/4+9}$$

この式において、 l 、 k 、 F 、 σ 及び d は、それぞれ次の数値を表すものとする。

l 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の、柱に定着される部分の水平投影の長さ（単位 ミリメートル）

k 一・五七（軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造の場合にあっては一・九六）

F 令第七十四条第一項第二号に定める設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

σ ロの規定によって計算した短期の応力度（当該応力度の数値が令第九十条に定める短期に生ずる力に対する許容応力度の数値未満の場合にあっては、当該許容応力度の数値とする。）（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

d 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の径（単位 ミリメートル）

二 特別な調査又は研究の結果に基づき当該柱に取り付けるはりの、はりが柱に取りつく部分の鉄筋の付着力を考慮して当該鉄筋の抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことが確かめられた場合においては、前号の規定によらないことができる。

鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十七条第五号ただし書の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十七条第五号ただし書に規定する鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき当該鉄筋コンクリート造の柱が座屈しないことが確かめられた場合にあっては、この限りではない。

- 一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって当該柱に生ずる力を平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第二の規定に従って計算すること。
- 二 当該柱の断面に生ずる長期及び短期の圧縮及び引張りの各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。
- 三 次の表の柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値の欄に掲げる区分に応じて、前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮及び引張りの各応力度に同表の割増係数の欄に掲げる数値を乗じて長期及び短期の圧縮及び引張りの各設計用応力度を計算すること。

柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値	割増係数
十五分の一	一・〇
二十分の一	一・二五
二十五分の一	一・七五
この表に掲げる柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値以外の柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値に応じた割増係数は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。	

- 四 前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮及び引張りの各設計用応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する圧縮及び引張りの各許容応力度を超えないことを確かめること。

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

平成22年6月に施行された建築確認手続き等の運用改善により、相当程度確認審査の迅速化等が図られたところ。一方で、建築確認・審査手続の簡素化等については、「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」（平成22年9月閣議決定）において、「必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる」とこととされるなど、建築確認手続きの更なる運用改善への要請に応える必要がある。このため、先般の運用改善の際に確認申請図書の簡素化が十分に措置されていなかった分野等に関して建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）を改正し、確認申請図書の更なる簡素化等を図るものである。

2. 概要

一、確認の申請に係る図書及び書類の簡素化

(1) 建築物関係（第1条の3関係）

- ① 構造計算適合性判定を要する建築物を含む複数の建築物の確認申請において、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類について、二通の副本のうち一通への添付を不要とする（第1項第1号、第4項第1号）
- ② 「建築士免許証等の写し」、「構造設計一級建築士証の写し」及び「設備設計一級建築士証の写し」について、建築主事等が提出を求める場合以外においては提出を不要とする（第1項第4・6号、第4項第4・6・7号）
- ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第2項に規定する「証明書の写し」について、その一部である構造計算書の提出を不要とする（第1項第5号）
- ④ 法第28条の2の規定が適用される建築物に関して添付する「使用建築材料表」において明示すべき事項とされている「内装の仕上げに用いる建築材料の面積」について、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料においては、当該図書への明示を不要とする（第1項表2(11)）
- ⑤ 法第43条等が適用される建築物に関して添付する「付近見取図」において明示すべき事項とされている「隣地にある建築物の位置及び用途」について、当該図書への明示を不要とする（第1項表2(19)～(36)、(38)、(39)、(47)、(48)）
- ⑥ 法第56条第7項が適用される建築物に関して添付する「隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図」等の天空図について、天空図の半径を10cm未満でよいものとする（第1項表2(29)）
- ⑦ 法第56条の2が適用される建築物に関して添付する「配置図」及び「日影図」において明示すべき事項とされている「建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離」について、当該図書への明示を不要とする（第1項表2(30)）

(2) 建築設備・工作物関係（第2条の2、第3条関係）

- ① 「建築士免許証等の写し」、「構造設計一級建築士証の写し」及び「設備設計一級建築士証の写し」について、建築主事等が提出を求める場合以外においては提出を不要とする（第2条の2第1項第3号、第3条第1項第3号、同条第2項第4号、同条第3項第4・6・7号）
- ② 建築士法第20条第2項に規定する「証明書の写し」について、その一部である構造計算書の提出を不要とする（第3条第3項第5号）

二、完了検査・中間検査の申請に係る書類の簡素化（第4条、第4条の8関係）

- ① 「内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材

料を用いた内装の仕上げの部分を書した写真」の提出を不要とする（第4条第1項第2号、第4条の8第1項第2号）

- ② 「建築士免許証等の写し」について、建築主事等が提出を求める場合以外においては提出を不要とする（第4条第1項第8号、第4条の8第1項第7号）

三、一団地認定による制限の緩和に係る書類の簡素化（第10条の16、第10条の21関係）

- ① 天空図の半径を10cm未満でよいものとする（第10条の16表(に)、(ほ)、(へ)、第10条の21表(ほ)、(へ)、(と))
- ② 「付近見取図」において明示すべき事項とされている「隣地にある建築物の位置及び用途」について、当該図書への明示を不要とする（第10条の16表(と)、第10条の21表(ち))
- ③ 「配置図」及び「日影図」において明示すべき事項とされている「申請区域内の建築物の各部分からの真北方向の申請区域の境界線までの水平距離」等について、当該図書への明示を不要とする（第10条の16表(と)、第10条の21表(ち))

四、その他

所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成23年4月下旬
施	行	平成23年5月1日